

しんきん事業者カードローン カード規定

第1条 カードの利用

当金庫が事業者カードローン契約に基づき発行したローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、次の取引を行う場合に利用することができます。

(1) 当金庫または当金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「預入支払業務提携先」という）において利用する場合。

当金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機器」という）を使用したカードローン借入金の入出金および残高照会。

(2) 当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」という）において利用する場合。

支払業務提携先に設置の自動機器を使用したカードローン借入金の出金および残高照会。

第2条 カードローン借入金の出金

(1) 自動機器を使用して出金するときは、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、支払請求書の提出は必要ありません。

(2) 自動機器による出金は、自動機器の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、この場合、出金額と後記4条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

第3条 カードローン借入金の入金

(1) 自動機器を使用して入金するときは、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 自動機器による入金は、自動機器の機種により当金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当金庫または預入支払業務提携先所定の枚数による金額および受入可能金種の範囲内とします。

第4条 手数料

(1) 自動機器を使用して入出金するときは、当庫、預入支払業務提携先および支払業務提携先所定の手数料をご利用の都度支払ってください。

(2) 前項の手数料のうち、自動機器を使用した場合の手数料は、入出金時に自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入支払業務提携先または支払業務提携先には、当金庫から支払います。

第5条 自動機器故障の取扱い

(1) 停電、故障等により自動機器による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当

金庫本支店の窓口でローンカードにより入金してください。

(2) 停電、故障等により自動機器による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫契約店の窓口でローンカードにより出金することができます。

(3) 前項による取扱は、当金庫所定の用紙に、氏名・金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。

(4) 当金庫または提携金庫の自動機器が停電、故障等の場合は、お取扱いを一時停止することがあります。

第6条 ローンカード・暗証番号の管理等

(1) ローンカードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。

ローンカードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。

この通知を受けたときは、直ちにローンカードによるカードローン借入金の出金の停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) ローンカードを紛失した場合や、盗難にあった場合には、当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

第7条 届出事項の変更等

氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 ローンカードの再発行等

ローンカードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第9条 暗証番号の照合等

(1) 自動機器によりローンカードを確認し、自動機器操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いした場合は、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

(2) 当金庫が窓口においてローンカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して、取扱いした場合にも前項と同様とします。

第10条 自動機器の操作等

(1) 自動機器の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。

(2) 自動機器の使用に際し、金額、暗証番号等の

誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

第11条 ローンカードの期限

- (1) ローンカードの期限はカードローン契約の期限と同一とします。期限切れのローンカードは直ちに契約店に返却してください。
- (2) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が延長された場合には、ローンカードは継続して使用することができます。
- (3) カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が終了した場合には、使用中のローンカードは、ローンカードの期限のいかんにかかわらず無効とします。

第12条 解約、ローンカードの利用停止等

- (1) カードローン契約の解約または終了ならびにローンカードの利用を取り止める場合には、ローンカードを契約店に返却してください。
なお、未処理取引のある場合には、その処理が終わるまで解約を延長させていただく場合があります。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい、直ちにローンカードを契約店に返却してください。
- (3) 次の場合には、ローンカードの利用を停止することがあります。この場合、契約店の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①次条に定める規定に違反した場合
 - ②ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第13条 譲渡、質入等の禁止

ローンカードは譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第14条 カード発行手数料

ローンカードの発行・再発行に当っては、当金庫の定める（再）発行手数料をお支払いいただきます。

第15条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項により取扱います。

以上

上 田 信 用 金 庫